

## 古代中国の社会と福祉

横山 裕

Society and Welfare in Ancient China

Yutaka Yokoyama

### Abstract

In this paper I will argue that based on the archeological literature, ancient China was of utilized government assistance. The concept “welfare” was first noted in *Han shi waizhuan*, a Chinese classic, in the third century B.C., where it is solely realized through the fair operation of law and impartial administration following *rei*. The literature shows that the government of the time provided assistance to several groups recommended welfare measurements—development for employments of disabled people, vocational training of the poor, and preferential treatments of the old. It also recommended that government bureaucrats should give support to the socially weak. These policies of assistance in ancient Chinese society are ones which can be seen in the current society.

**Key words** : archeological literature, Han shi waizhuan, the socially weak

キーワード : 出土資料, 韓詩外伝, 社会的弱者

### 1. はじめに

本稿では、社会と福祉とに関する考察の一つとして、我が国の福祉研究ではあまり考察対象とされてこなかった古代中国の社会にみられる福祉的性質について明らかにしたい。

いうまでもなく、「福」も「祉」も幸せという意味の漢字である。熟語としての福祉は、紀元前3世紀の漢代に成立したと考えられる『韓詩外伝』と『易林』に見ることができる。これについて、筆者は先に『韓詩外伝』で言われる福祉は、理想の政治状況が実現された文脈の中でいわれていることを明らかにした<sup>1)</sup>。『韓詩外伝』に描かれた理想の政治状況とは、具体的には、

将に礼を修めて以て朝を斉え、法を正しくして以て官を斉え、政を平らにして以て下を斉え、然る後に節奏朝に斉い、法則度量官に正しくし、忠信愛利下に形わる。是のごとければ、百姓之を愛すること父母の如く、之を畏れること神明の如し。是を以て徳沢内外に洋し、福祉王公に帰す（礼を修めて朝廷をととのえ、法律を正しくして官吏をととのえ、公平な政治を行って人々

を統治する。そうして始めて、美しい音楽が流れるようになし、しっかりとした朝廷ができ、行政の諸々の決まりが官吏に執行されるようになり、誰にも忠信愛利の徳があらわれるようになる。そうすれば、人々は為政者を自分の父母のように愛するようになり、また神のように畏敬するようになる。そうして為政者の徳が国内だけでなく国外にも伝播して福祉が王公に帰ってくる)』

のように、為政者が礼にのっとり法律を正しく運用し政治が公平に行われる状況のことである。こういう状況で為政者が人々に愛され畏敬されることによって、為政者にもたらされるものを『韓詩外伝』では福祉とする。しかしながら、為政者の福祉は、一般民衆に忠信愛利をもたらしことを前提としていることから、結果として一般民衆にも福祉的状況がもたらされるものなのである。忠信愛利というように人々が道徳的にも経済的にも満たされた社会において福祉は語られる言葉なのである。人々が道徳的にも経済的にも満たされた社会において成立するという『韓詩外伝』の福祉は、古代中国社会と現代社会とでは政治体制・制度は異なるとしても、「しあ

わせ」という本義から考えて今日にも通じるということが出来よう。

もちろん、別の見方もある。現代社会における福祉とは、1945年以後に現在の日本国憲法が制定されたあとに成立する福祉国家という社会体制における福祉であるという見方である<sup>2</sup>。確かに、福祉国家は、社会権や生存権の実現を目指した国家のことであって、日本国憲法25条でも生存権が謳われ国家責任としての社会福祉が明記されており、『韓詩外伝』でいわれる福祉とは大きく隔たっているようにみえる。

しかしながら、たとえば、福祉六法の児童福祉法や老人福祉法の基本理念に明記される「愛護」<sup>3</sup>「敬愛」<sup>4</sup>の精神は、戦後に始まったものではないことから、その福祉的精神は現在の福祉国家成立以前の戦前以前にその源流があって、それは漢字の存在と同時に発生した福祉的性質を持つ概念であると考えられることもできよう。したがって、その源流を同じく漢字を使用する中国古典から求めることは迂遠な方法ではあっても全くの筋違いではないとおもわれる。

筆者はこれまで『礼記』や『六論衍義』などの伝世文献にみられる福祉的性質について考察を行ってきた<sup>5</sup>。伝世文献は文字どおり人々に世々読み継がれ伝わった文献であり、成立した時から現代まで人々の手にふれ伝わって、その過程で新たに人の手が加わった可能性がある。そこで、本稿では、伝世文献ではなく出土資料文献を中心に、古代中国社会にみられる福祉的性質を明らかにしたい。出土資料文献は、伝世文献とは異なり成立時より発見されるまで地中であつた史料である。その書写された年代の記録が後世の人の手が加わることなくそのまま地中に保存されていたことから、書写した当時の社会と人の思想をより直接的に伺うことができる。

## 2. 先行研究について

出土資料文献を資料として古代中国における福祉的性質を考察した主な先行研究としては、山田勝芳氏「中国古代中世の老人優遇策—王杖十簡と侍丁—」<sup>6</sup>「王杖十簡と王杖詔書令—漢代の老人優遇策をめぐって—」<sup>7</sup>の「王杖十簡」に関する研究と竹田健二氏による「『容成氏』における身体障害者」<sup>8</sup>とがある。

「王杖十簡」とは、1959年に甘肅省武威県で発見された後漢期の十枚の木簡につけられた名称である。王杖とは、

高年王杖を受く。上に鳩有り。百姓をして之を望見せしむ（高齢になったら王杖を授ける。杖の上端には鳩

の飾りがあって、民衆にそれを仰ぎみるようにさせる）とあるように、高齢者に賜与された杖である。上端に鳩の飾りが付いていることから「鳩杖」とも呼ばれる。「王杖十簡」と同時に二本の「鳩杖」が発見されていて、ほぼ原型をとどめていたものは長さが194cmあつて「百姓をして之を望見せしむ」に十分な長さがあつた杖であることがわかっている。

「王杖十簡」の十枚の木簡は発見された時にバラバラの状態であつた為に文章全体の整合性とそれに基づく全体的な解釈を確定するために配列順序が大きな問題となっている。ただ、木簡に記された個別の内容は知ることはでき、かつ先行研究によって個別の木簡のつながりは明らかにされていて、二箇所のまとまりから、「王杖十簡」のさまざまな高齢者優遇政策が読み取れる。

年七十にして王杖を受く者は、六百石に比す。官廷に入るに趨らず。罪耐以上を犯すも二尺告劾する母し。敢えて徴召し侵辱する者有らば、大逆不道に比す（七十歳になり王杖を賜与された者は、六百石待遇の役人と同じ権利をもつ。公的な場所では小走りに移動する義務を免除され、労役刑以上の罪を犯しても一般民衆と同じ手続きでは告訴されない。もし、一般民衆と同様に召喚して尊厳を傷つけた場合には、大逆不道の罪を適用する）

ここでは、王杖が賜与される年齢は七十歳とされている。王杖そのものは、先述したように杖としてはかなり長いもので実用性というよりは所有することで高齢者であることを周囲に周知させると同時に各種の優遇が受けられることの証明書としての役割をもつものである。

まずは、社会において六百石待遇の役人と身分的に同等の権利が保障される。それには、公的な場所における行動義務の免除や司法面における優遇措置がある。特に司法面における優遇措置では、違反した役人の罰則規定まで記されており、王杖を持つ高齢者の権利は強く守られていたことがわかる。

もう一箇所の記述は次の通りである。

敢えて之を妄罵詈毀する者有らば、逆不道に比す。官府郎第に出入するに馳道の傍道を行くを得。市賣は、復して與かる所無からしむること山東の復の如くす。（王杖を持つ高齢者に対して言語的・身体的虐待を行ったものは逆不道の罪を適用する。公的な場所に入出入するのに一般民衆の通れない道を通行することができる。物の売り買いにおいては、山東地域と同様に税役が免除される）

ここでは、王杖を持つ高齢者への優遇策として、虐待防止策、移動における優遇措置、経済行為における免税措

置などが記されている。これら優遇策を設ける意図は、虐待防止は現代の高齢者虐待防止法に相当し、移動における優遇措置は高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法に相当し、高齢者の経済行為への免税措置は、高齢者の雑所得収入における公的年金等の最低控除額を多くして実質減税にする制度に相当するものである。基本的に高齢者への身体的安全や生活保障のためであり、その福祉的性質において現代と共通するものといえる。

さらに、「王杖十簡」には子供のいない高齢者の介護や生活援助といった問題についても言及がある。

旁人の養護する者有らば、常養し扶持して之を復除す（子供がなくて隣人が介護や世話をしている場合は、その隣人に生活をみさせ、その者の税役を免除する）近隣地域において子供のかわりに介護や生活援助を行う者を見つけ、その者の税役負担を免除するという規定である。現代のように介護施設のない時代では、身寄りのいない高齢者の介護や生活援助は近隣住民が担わざるをえない状況であった。その状況を踏まえた上で行政が介護の担い手の税役を免除するという支援策を講じていたことは間違いなく福祉政策であったということができよう。

このように「王杖十簡」には、古代中国社会において高齢者に対して様々な優遇政策が行われていたことを証明し、そこからは現代の福祉政策を行う各種法律とその精神において遜色のないものであることがわかる。

次に、竹田氏が研究対象とした『容成氏』についてみる。1994年に上海博物館が古代中国の戦国期の楚地方の簡牘を香港の骨董市場で発見購入した。その経緯からそれらの簡牘は上博楚簡と呼ばれる。『容成氏』は、その一部であり、古代の為政者の政治のあり方について記してある。そこには特に政治権力の移譲のあり方について従来の定説にはない思想があり古代中国思想上貴重な史料となっている<sup>10</sup>。

竹田氏の研究は、古代の為政者の政治における身体障害者に対する福祉政策が『容成氏』に見出せることに着目して展開されている。それによると、『容成氏』には身体障害者に関する記述が二箇所あり、政治権力の移譲が禪譲によった場合と放伐によった場合とである。禪譲による政治権力の移譲が行われる政治は次のように記されている。

天下を有つや、皆其の子に授けずして賢に授く。其の徳酋清にして、上は下を愛し、其の志を一にし、其の兵を寝め、其の材を官とす（政権を取った時の移譲の仕方は、みな子供に授けずして賢人に授けた。為政者の

徳は清静無為であり、為政者は民衆を愛し、志を一にし、戦争をやめ、優秀な人材を役人にした）「容成氏」禪譲によって政権が移譲された時の政治の様子は、為政者は人徳があり、民衆を愛護して国内の意志は統一され、戦争を行わず、優秀な人材が役人として登用されるという善政である。そのような政治状況の具体例として、続けて次のように身体障害者への言及がある。

是に於いてか瘖聾は燭を執り、矇瞽は瑟を鼓ち、跛躄は門を守り、侏儒は矢を為り、長者は繇宅し、偻者は攻讐し、瘰者は鹽を煮、疣者は沢に漁し、害棄すら廃されず（ここで、言語聴覚障害者は灯を持ち、視覚障害者は瑟を演奏し、足の不自由な者は門番をし、先天的に背の低い者は矢を作り、腹の膨れた者は風水の占いをし、背骨の曲がった者は天文観測をし、頸にこぶのある者は塩を作り、体に疣のある者は沢で魚を捕り、通常では見捨てられる人でも見捨てられない<sup>11</sup>）「容成氏」

言語聴覚障害者や視覚障害者をはじめとして様々な身体障害者に役割が与えられており、これについて竹田氏は、「こうした記述から『容成氏』の理想とする上古の帝王の統治には、役所が直接雇用する形で身体障害者の生活を保護しようとする福祉政策が、明確に含まれていたと見なすことができよう」と述べている<sup>12</sup>。

古代中国では基本的に民衆は農業で生計を立てており、農業に従事することが困難な身体障害者は自力では自立した生活を営むことが今日以上に難しいことであったと思われる。当時の社会における身体障害者の生活は、基本的には家族や親戚による扶養、あるいは地域共同体での互助的な支援に委ねられていて、極めて不安定なものであった。当時の古代中国は生存権という概念がない社会であった。そのような状況で、国家が身体障害者の生活保障を行うというこの『容成氏』の記述はまさに福祉政策を説くものであり、福祉的性質を帯びるものといえる。

さらに、ここでは、身体障害者にただ単に食料や生活必要物資を支給するというのではなく、障害の状態を考慮した上で国家が雇用するというかたちで社会的役割を与えている。これはまさに、現代の「障害者とその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進する」という理念に叶うものと言えよう。

さらに竹田氏は、『容成氏』の福祉政策は身体障害者政策だけではないことを述べている。

凡そ民の疲弊せる者には、教えて之を誨し、飲して之を食わし、百官に役せられんことを思はば而ち月ごと

に之を請しむ（民衆のなかで生活に困窮している者には、教育を施し、飲食を提供し、役所で働きたい者には毎月申請させた）「容成氏」

この記述は、生活困窮者に教育を与えると同時に生活を保障し、そのうえで毎月就労機会を提供するというものである。これもただ単に生活を保障するというだけでなく、身体障害者に対する政策同様に生活保障とセットで教育と就労の機会を設定し自立を促している。ただ単に公的扶助の生活保障だけでなく、自立支援とセットで提供される福祉政策は今日のワークフェアのような福祉の理念と共通するものである。

『容成氏』が身体障害者や生活困窮者への福祉政策を説く理由について、竹田氏は『容成氏』のもう一箇所の言及箇所を放伐による政権移譲に関する記載から説明している。具体的には夏王朝最後の桀王を放伐して殷王朝を立てる湯王に関する部分である。

桀は其の先王の道に述べず…天地四時の事修まらず。湯乃ち輔くるに征籍を為り、以て関市に征す。民乃ち宜んど怨み、虐疾始めて生ず。是に於いて暗、聾、跛、眇、癭、疴、僂の始めて起こること有り（桀王は歴代の王の道に従わなかった…天地自然の法則に従った政治をしなかった。湯はそんな桀王を補佐して課税を強化した。そこで民衆は政治に対して怨みを抱き、世の中に悲惨な疾病が発生流行した。そうして世の中に聴覚障害、視覚障害、身体障害などの障害者がはじめて生じた）「容成氏」

ここでは、障害者がこの世に生じた理由を桀王の悪政を部下の湯が諫めるのではなく助長したことにあるとしている。湯はのちに桀王を放伐して殷王朝を立て、儒教では、理想的な為政者とされている。それが『容成氏』で否定的に記述されることについて竹田氏は「『容成氏』が湯について否定的に描くのは、禪譲こそが理想の王位継承の形態であると主張する、この文献の基本的立場が関わってしよう」と述べている<sup>13</sup>。つまり『容成氏』は、政権移譲のあり方で禪譲を善とし放伐を悪とする。その根拠として社会における障害者の状況、すなわち禪譲では障害者自立の為の福祉政策が行われていることを示し、また放伐では逆に社会不安から疾病の発生流行によって障害者が増加していることを示したのである。また竹田氏は「『容成氏』においては、社会的に最も弱い立場にある身体障害者の福祉こそが、その時の統治が善政であるか悪政であるかを示す、一種のバロメーターの役割を果たすとされているのである」と述べている<sup>14</sup>。古代中国社会において社会的弱者への福祉政策の充実の度合いが政治状況の判断材料となるという認識があること

は、福祉政策の優劣は政治状況を時代を超えて判断する指標であることを物語っていよう。

以上、「王杖十簡」と『容成氏』とのふたつの出土資料を対象とした先行研究における古代中国社会の福祉的性質についてみてきた。「王杖十簡」では、七十歳以上の高齢者には、公務員と同等の権利が保障され、経済や司法における各種優遇策のほか、虐待防止の規定、さらには高齢者本人ではなく介護者に対する税役免除が規定されていた。これらの規定は現代の例えば高齢者虐待防止法やバリアフリー新法などの福祉関連法とその精神において共通するものである。

竹田氏の研究では『容成氏』が政権移譲について禪譲を善とし放伐を悪とする主張の根拠として、障害者や生活困窮者に対して自立を前提とする生活保障を行うことが良い政治とされたり、疾病者や障害者が生じる政治が悪政であるとされたりして、障害者への福祉的対応の有無と政治状況の善悪とが関連づけられていた。障害者や生活困窮者の生活保障がなされるだけでなく、それが就業や教育とセットで説かれ、単なる社会扶助ではなく障害者や生活困窮者の自立支援や社会参加を目指している点で今日的な福祉政策と同一視できるものである。

### 3. 馬王堆漢墓卷前古佚書の福祉的性質

本章では、第2章で言及した先行研究以外の出土資料における福祉的性質を明らかにするために、馬王堆漢墓卷前古佚書を考察対象としたい。あまたある出土資料のなかで馬王堆漢墓卷前古佚書をここでの考察の対象とすることに特段の理由はない。あえて理由を述べれば、先行研究で考察の対象となった「王杖十簡」や『容成氏』は一見して高齢者や障害者についての記載があることがわかるものであったので、本章ではそうではなく政治思想的な内容の資料から考察を試みようと考えたからである。

馬王堆漢墓卷前古佚書は、1973年12月に湖南省長沙市にあった前漢代の墓から出土したものである。『経法』『十六経』『称』『道原』からなっていて、最初の『経法』の冒頭では「道は法を生ず」といい、具体的な統治手段である法の根源を「道」と規定している。これは従来の秦の始皇帝が行ったいわゆる峻厳な法治に関する思想とは異なり、古代中国の社会のあり方を規定する根本部分の理解を見直すきっかけとなった政治思想である。このような政治思想が説かれる馬王堆漢墓卷前古佚書においてどのような福祉的性質がみられるか否か確認してみたい。

馬王堆漢墓卷前古佚書において基本的に繰り返し説かれることは、政治は民衆に合わせなければならないという考えであり、具体的には為政者は民衆に利益を与え民衆を愛護しなければならないということである。

民を使うに恆の度有り…万民の恆事は、男は農、女は工。…民を使うの恆の度は、私を去りて公を立つ（民衆を賦役するには恒久の基準がある…すべての民衆の恒久の仕事とは、男性は耕作し女性は機織りすることである。…民衆を賦役する恒久の基準は、私益を除いて公益を優先することである）「道法」

俗とは、民心に順うなり。徳とは之を愛し勉ますなり（習俗とは、民衆の心に沿ったものである。徳とは民衆を慈しみ励ますことである）「君正」

号令の民心に合わば、則ち民は令を聴く。兼愛して無私なれば、則ち民は上に親しむ（法令が民心にかなっていれば、民衆は法令を遵守する。為政者が分け隔てなく民衆を大事にし私心を挟まなければ、民衆は為政者を支持する）「君正」

為政者は、「民を使うに恆の度有り」「民心に順う」「民心に合う」ことが再三求められる。民衆の生活や実態に応じた政治が求められる理由は、そうすることによって法律が守られる社会が実現するからである。

号令発すれば必ず行わるるは、俗なればなり。男女勤め勉むるは、愛すればなり（法令が発布されてそれが必ず実行されるのは、習俗にかなっているからである。民衆が男女ともに勤勉なのは、為政者が民衆を大事にしているからである）「君正」

為政者が民心に適った政治をおこなうことを「俗」と表現しているが、それは民心に適った政治が行われ法律が機能する社会的風潮を表したものと考えられる。

民心に適った政治では民衆に対して強制力を用いることはない。

民を使うに人執する母かれ（民衆を賦役するのに強制力を働かせてはいけない）「観」

もしも為政者が強制力に頼った政治を行った場合には、人を執する者は之を四方に流し…人を執する者は民を失う（為政者が民衆と軋轢を生じれば民衆は国外に流出し…為政者が民衆と軋轢を生じると民衆を失ってしまう）「国次」

のように、民衆が国外逃亡してしまい国家が成り立たなくなると指摘している。秦の始皇帝による峻厳な法治による国家支配体制とは全く異なる政治思想である。馬王堆漢墓卷前古佚書は秦の滅亡を反省した前漢時代に記されたものであることが、民衆に対しての強制力行使を否定することに関係していると推察できる。

したがって、新たに統治するようになった地域での政治の進め方も、まずは民心に適し、民衆に利益を与えることから始めることになる。ただ、次の記述をみると民心に適った民衆第一の政治が最終目的でないことがうかがえる。

一年は其の俗に従い、二年には其の徳を用い、三年にして民得ること有り、四年にして号令を発し、五年にして刑を以て正し、六年にして民畏敬し、七年にして以て正すべし。一年其の俗に従わば、則ち民の則を知る。二年其の徳を用うれば、民は則ち力めん。三年賦斂无ければ、則ち民得ること有り。四年号令を発すれば、則ち民畏敬す。五年刑を以て正さば、則ち民幸せず、六年民畏敬すれば…七年にして以て正す可くんば、則ち強敵に朕たん（一年目は民衆の習俗に従い、二年目は民衆に恩恵を施し、三年目には民衆は利益を得られ、四年目には法令を発布し、五年目には刑罰をもって矯正し、六年目には民衆は畏敬するようになり、七年目には民衆を戦争に参加させるようにする。一年目に民衆の習俗に従えば、民衆の行動様式がわかる。二年目に民衆に恩恵を施せば、民衆は勤勉になる。三年目に税金を免除すれば、民衆は利益を得られる。四年目に法令を発布すれば、民衆は畏敬する。五年目に刑罰をもって矯正すれば、民衆は安易に利益を求めなくなる。六年目に民衆が畏敬すると…七年目に民衆を戦争に参加させられるようになると、強敵に勝てるようになる）「君正」

万民の和輯して其の主上の用を為すを楽しみ、地廣く人衆く兵強ければ、天下に敵無し（民衆が和み親しんで為政者からの仕事をすることを楽しみ、土地が広く人口が多くて軍隊が強ければ、天下に無敵である）「六分」

これらの記述からは、民衆に適する政治を行う最終目的は法律が遵守される軍事的強国になることであることがわかる。そのためには民衆の自主的な戦争参加が必要であり、民心に適った政治を行うのはそのための懐柔手段ということになる。しかしながら、懐柔手段であったとしても強制力を使用しない、民衆の利益を第一に考える、民衆を愛護する政治が行われるような社会状況は忌み嫌われる状態でもないと言えよう。

民心に適い、民衆に適するとは具体的にはどういうことであろうか。これについては、

動靜時ならず、種樹に地の宜を失うは、則ち天地の道逆なり（労働と休息とが時宜に適っておらず、農作物の栽培種が土地に適合していないのは、天地の道と違うことになる）「論」

民の生には極まり有り。欲を以て淫溢せしむれば…失う（民衆の生活には限度がある。その限界を超えて為政者が欲望をみだりに満たそうとすると…失敗する）  
「正乱」

とあって、民衆の労働と余暇とが適正であること、民衆の経済状況に応じた税役負担であることなどがわかる。民衆の労働と余暇の適正についての配慮は、今日的に言えばワークライフバランスということであろう。これらのことを民衆に信頼してもらうために為政者には天地に例えられる無私的態度が求められる。

未を優し民を愛するは、天と道を同じくす…天刑を達せず、懦せず、傳せず。天の時に当たり、之と與に皆断ず。当に断ずべきに断ぜざれば、反って其の乱を受く（民衆に恩恵を与え愛護するのは、天の無私さと同様にする…天が定めた刑罰を乱用せず、軽々しく約束を破ることをしない。天の時宜に則って全て決断する。決断すべき時に決断しないと、かえって禍害を被ることになる）「観」

聖人の事を挙ぐるや、天地に合し民に順い、鬼神に祥い、民をして利を同じくし、万夫をして之に頼らしむ（聖人が事を起こす場合は、天地の法則に合って民衆に順い鬼神に祥って民衆の利益を同じくさせ、全ての人がこのことを信頼するようにする）「前道」

以上のような民衆第一の政治を象徴する文章として次の「六分」の一文がある。

文徳の軽細を究め…王の本なり（褒賞や恩恵が最も貧しい人々に行き渡るのは…王の基本である）「六分」

馬王堆漢墓卷前古佚書において説かれる民心に従い、民衆の生活に適う政治とは、最も貧しい者に最も恩恵が施される政治であり、そういう政治を行うことが為政者の基本であると明確に示されている。

馬王堆漢墓卷前古佚書に記される最終的な国家目標は、民衆の自主的な戦争参加による軍事強国を目指すことであったことは間違いない。ただそのための手段としては、民心に順い、民衆の生活に適う民衆第一の政治を行うということが説かれていた。民衆第一の政治とは民衆の生活実情に応じた税役負担であり、ワークライフバランスへの配慮であった。そのなかで生活困窮者をもっとも利益を得ることが為政者の基本とする考えも示されていた。この手段の部分は、国家的な最終目標を知らない民衆にとっては歓迎されるべきことであり福祉的でもある。これらのことを合わせて考えると、馬王堆漢墓卷前古佚書には確かに福祉的要素は認められる。しかし、それは非福祉的な国家目標を達成する手段であり、その具体的政策内容がどれほど民衆第一を掲げてあったとし

ても、今日的福祉とは程遠いものであると言わざるをえないものと言えよう。

#### 4. 古代中国の法律と福祉

1975年湖北省雲夢県睡虎地の第11号秦墓から発見された千枚を超える竹簡は、睡虎地秦簡と呼ばれている。その内容は、編年記、語書、秦律十八種、効律、秦律雜抄、法律問答、封診式、為吏之道、日書甲種、日書乙種の10種である。このうち、編年記が秦の昭王元年(BC306)年から始皇30年(BC217)までの「喜」という人物の個人的な経歴を記録するものであり、語書に始皇20年(BC227)の日付があることから、睡虎地秦簡は秦の始皇帝の時代の記録であることがわかる。具体的に内容は、秦の法律関係、官僚関係、占い関係である<sup>16</sup>。

秦の始皇帝は『史記』封禪書に「事はすべて法を上ぶ（政治上の事はすべて法を尊んだ）」とあるように、法律による政治を徹底したことが知られている。しかしながら、秦の法律に関する史料は伝世文献に断片的に見られるだけであり、これまで具体的内容については知ることができなかった。そのような状況下で発見された秦の法律の条文や具体的な運用についての記述されていた睡虎地秦簡は秦の法治の実態を知る上で貴重な資料となった。

そこで、本章では古代中国の社会のなかで運用されていた法律に福祉的性質を探ってみたい。最初に当時の実社会において法律を運用していた官僚の行為に求められた福祉的性質について考察してみたい。

「為吏之道（吏為るの道）」は、当時の官僚にむけて配布されたと考えられる官僚の心得が記されている。

凡そ吏為るの道は、必ず精潔正直にして、慎勤堅固にして…（そもそも官僚としての心得は、必ず清廉潔白で正直で、慎重かつ確実に勤務に勤め…）

という書き出しから「為吏之道」と名付けられたもので、思想的には道家や儒家、法家といった先秦諸思想が混在して書かれているという特徴が指摘されている<sup>17</sup>。しかしながら、内容は精潔正直や慎勤堅固を説き、良き官吏となるために必要なことを示すことに重きが置かれている。そのなかで福祉的要素をみても、

下を茲りて陵することなかれ（民衆を労って陵虐してはいけない）

審らかに民の能を智り、善く民力を度り、労わりて以て之を率い（しっかりと民衆の能力を理解し、民衆の生活力を測定して、労わりながら民衆を率いていく）のように、民衆の生活に過度な負担をかけない行政の担

い手となることが求められている。そのためには民衆の能力や生活力などを正しく把握することが求められていて、この点も今日の行政に求められることと共通する。

また、「為吏之道」の「害を除き利を興し、万姓を慈愛す（社会において災害を除去し利益を振興し、すべての民衆を慈愛する）」という文章で始まる別の文章では、官吏が常に心がけておかねばならないことが四文字を一句として四十九項目記されている。そのなかに、「孤寡困窮、老弱獨傳」という社会的弱者を示す二句がある。これは官吏の日常業務に臨む姿勢として身寄りがない生活困窮者に対する支援を常に意識すべきことを示すものである。身寄りのない生活困窮者への支援は当時においても行政において行われるべきものであり、その担い手としての官吏にはそれが心得としていわれるくらいに社会において浸透していたもしくは浸透させようとしていたと考えられる。民衆を第一に考えることを官吏の理想としていたことは、同じ「為吏之道」に示される官吏としての五つの失敗からもうかがえる。

吏に五失有り…一に曰く民を見るに倨傲（官吏としての失敗が五つある…一つは民衆に対して傲り高ぶることである）

ここでは、民衆に対応する時の態度が横柄であってはいけないことが示されている。国民主権が謳われる現行憲法の第15条の2項に「公務員は全体の奉仕者」であることが明記されているが、国民主権という概念すらなかった古代中国において、支配者階級に属する官吏に対して民衆への丁寧な接遇態度がもてられていたという事実は注目に値しよう<sup>18</sup>。

次に、官吏が運用した実際の法律についてみてみたい。睡虎地秦簡で具体的な法律の条文が示され、その運用や用語の意味を問答形式で記されているのが「法律問答」である。「法律問答」は、はじめに条文があげられ、その条文に運用や条文中の語句の意味についての問いとその答えからできている。現代風に言えば、古代中国の法律についてのQ&Aである。そこに記載された法律は、窃盗や傷害のような現代でも一般的な犯罪に関する法律から、奴隷に関することや民衆を五家族を一組にして国家が管理する什伍制に関する法律といった当時の社会を反映したものなどまで多種多様である。そのなかから当時の社会における福祉をうかがう法律の条文についてみてみる。

人類の歴史において差別や偏見といった非福祉的性質を象徴する史実の一つにハンセン氏病患者への処遇がある。我が国でも平成8年に「らい予防法」が廃止されるまでハンセン氏病患者に対する差別と偏見は有史以来ず

っと継続されており<sup>19</sup>、平成20年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された現代でもハンセン病問題は完全に解決されたとは言い難い状況が続いている<sup>20</sup>。紀元前3世紀成立の「法律問答」からうかがえるハンセン病患者に対する処遇もいうまでもなく極めて非福祉的である。

癘者罪あらば、定殺す。定殺すとは如何。生かせしまま水中に定め殺すの謂いなり。或いは曰く、生かせしまま埋む。生かせしまま之を埋むは、事に異なるなり（癘病者が罪を犯せば定殺すとあるが、定殺とは何か。生きたまま水中に入れて溺死させることである。生き埋めともいわれるが、それは法律の本意とは異なる）

健常者が犯罪を犯した場合には、例えば、

五人にて盗み、贓一錢以上は、斬左止をし、又黥して以て城旦と為す。五人に盈たずして、六百六十錢を過ぐるを盗むは、黥劓して以て城旦と為す（五人で盗みを働き、盗んだ額が一錢以上の場合は、左足首切断の上、刺青をいれて労役刑に処す。五人以下で、盗んだ額が六百六十錢以上は、刺青をいれ鼻そぎをして労役刑に処す）

のように、共犯者の数や盗んだ金額によって量刑が異なっている。ところが、ハンセン氏病患者の場合は、罪状に関わらず「定殺（溺死の刑）」とされるだけである<sup>21</sup>。このような現代からみると極めて非福祉的な要素は、次の障害児殺害の規定からもうかがえる。

擅に子を殺すは、黥城旦舂と為す。もし子新たに生まれて、怪物其の身にあり、及び不全にして、而して之を殺すは罪せず。もし子生まれて、子の身、全なり、怪物なきに、直に多子の故を以て、其の生を欲せず、即ち挙げずして之を殺さば、何をか論ず。殺子と為す（ひそかに子供を殺したら刺青を入れ労役に処す。もし子が生まれ先天性奇形及び身体不全であれば殺しても罪に問わない。（という法律があるが、）もし子が生まれて身体健全で先天性奇形でもないのに、子供が多いという理由で、その子の生きるのをのぞまず、育てることをせず殺した場合は、何の罪になるのか。子殺しの罪になる）

この規定によると、父母が健常な子供を殺した場合には罪に問われるが、先天的に生涯がある子供を殺しても罪に問われないとされている。当時の社会と現代における人権の意識や社会環境の乖離の大きさがうかがえよう。

これとは異なり、当時の社会でも問題とされ現代でも福祉の問題として取り扱われている時代を超えた福祉問題に関する記載もある。

妻悍にして、夫これを毆治し、其の耳を決す。若しくは肢指を折り、体を肤う。問う、夫、何をか論ず。耐に当つ（妻の気が強く、夫が妻を殴ったり、妻の耳朶を引きちぎったりした。あるいは肢体や指ん骨を折ったり、脱臼させたりした。夫は何の罪に当たるのか。刺青なしの労役刑に処せられる）

これは、現代で言えばドメスティック・バイオレンスに当たるものである。家庭内暴力については、妻だけでなく祖父母や曾祖父を対象とした暴力についての規定もある<sup>22</sup>。子供への虐待は先に挙げた障害児に関する記載の中にみることができるので、現代と異なるのは、夫を暴力・虐待の対象とする規定がみられないことである<sup>23</sup>。

次の記述は支給ミスに関するものである。

人に餼るに律を羸ゆ。及び人に介う。何をか人に介うと謂う。当に餼るべからざるに、誤って之に餼る、是を人に介うと謂う（食料を支給するのに法律の規定を超える、及び人に介えるとあるが、人に介えるとはどういう意味か。食料を支給すべきではないのに誤って支給することを人に介えるといふ）

この記述は、「人に介う」という法律用語の説明である。おそらく生活困窮者などに対して食糧援助を行った時に担当者が誤って多く支給することが「人に介う」であるとされている。意図的か否かなどについてはここからは判断できないが、この記述の存在によって行政が援助を行う場合にいつの時代でも間違いは起こりうるということがえる。

最後に、少年犯罪に関する記述を挙げる。

甲小にして未だ六尺に盈たず。馬一匹ありて自ら之を牧す。今、馬、人の敗するところと為り、人の稼一石を食む。問う、論に当つや当てざるや。論及び稼を償うに当てず（甲は成人ではなく身長が六尺に満たない。馬を放牧していたが、馬が人に驚かされて、他人の家の穀物一石を食べてしまった場合、罪に問われるかどうか。罪にも賠償も問われない）

現代の刑法では、第四一条に「十四歳に満たない者の行為は、罰しない」とあるが、この「法律問答」の記述では、年齢ではなく身長で責任の有無を判断していることがわかる。年齢か身長かで判断基準が異なるものの成人に満たない少年には成人と同等の責任を問わないという考え方は、少年法にも通じる考え方であり、これは現代と共通する福祉的性質を有するとみなせよう。

以上、「為吏之道」と「法律問答」の記述から、当時の社会における福祉的性質についてみてきた。「為吏之道」には、官僚の心得として民衆第一に業務に臨むことが説かれるなかで、「孤寡困窮、老弱獨傳」という社会

的弱者への配慮が明記されていた。一方で、「法律問答」には、ハンセン氏病患者や障害児に対する差別的規定がみられ現代的視点からみると非福祉的制度的存在が明らかになった。またドメスティック・バイオレンスや支援における支給ミスについての法律が規定されていることから、現代の福祉問題と共通する問題が同時の社会においても存在していることがわかった。今日的福祉にもつながるものとしては、未成年に対する法的責任の免除規定が確認できた。

基本的人権や生存権の保障といった福祉的価値観のない当時の社会にハンセン氏病患者や障害児に対する差別的規定があったことをここで現代的視点をもって非難してもあまり意味がないことのように思われる。むしろこれらの差別や偏見が当時の社会のどのような社会的背景から発生し、それを歴史の中で人類がどのように解決してきたかの過程を検証することにこそ価値があるように思われる。また現代に通じるドメスティック・バイオレンスや支援における支給ミスなどの問題については、今日の問題として捉え対処するのではなく、時代を超えた福祉的問題として解決するには相当な時間が必要であることをあらためて認識する必要がある。

## 5. おわりに

社会と福祉との関連に関する考察の一つとして、古代中国の社会にみられる福祉的性質を出土資料文献を史料として考察を行った。その結果、古代中国社会においても現代社会における福祉と共通する福祉的性質が認められた。具体的には、高齢者本人及び介護者の税役免除などを定めた高齢者優遇政策、身体障害者への雇用保障や生活困窮者へのワークフェア的な生活保障などの福祉政策が実施されていたことが確認できた。これらの福祉政策が実施された背景の一つは、福祉政策の有無が当時の社会において為政者の政治を評価する判断材料となっていたことであった。

基本的人権や生存権といった言葉がない時代にあっても、人が集団で地域や国家という社会を形成して生きていくなかで、政治における弱者への対応は、最低でも人として認められ生きていけるしくみを構築するという福祉的なものになると考えられる。その具体的なしくみは法律に基づいた制度となつてしめされるものであろうが、古代中国の当時の法律には、ハンセン氏病患者や障害児に関しての偏見に基づく差別的規定がみられ、現代的視点では非福祉的性質が認められた。古代中国の法律にハンセン氏病患者や障害児に対する差別や偏見が認めら

れることは、これらの差別や偏見の問題が長い歴史を有するものであることをあらためて示すものである。これらと同様に古くからある福祉の問題としてドメスティック・バイオレンスや支給ミスがあることも確認できた。これらの問題は社会の進展如何に関わらず人類にとって普遍的な問題であるという認識をもつ必要がある。古代中国における社会と福祉についての考察からうかがえる様々な事柄は、現代社会における問題として捉えがちな福祉について長い時間軸が必要なことを示唆してくれるものである。

今回、考察の対象とした上博楚簡や馬王堆漢墓卷前古佚書、睡虎地秦簡のほかにも近年中国では郭店楚簡や長安市安樂鎮漢墓木牘など多数の簡牘が発見されている。それらの簡牘からうかがえるであろう古代中国の社会と福祉についての考察は今後の課題としたい。

## 註

- 1 拙稿(2002)「東洋哲学的視座から地域福祉を考える」『社会福祉の動向と課題』中央法規出版
- 2 このことについて、日本でいつ福祉国家が成立したのかについても各種の見解が指摘されている。「社会の変化と福祉」『現代社会と福祉』新・社会福祉士養成講座4 中央法規出版 2017
- 3 第1条、全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 4 第2条、老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。
- 5 拙稿「『孟子』の福祉的性質について」九保大紀要8号 2007 「伝統的徳徳教育における福祉思想について」九保大紀要14号 2013
- 6 山田勝芳(1984)中国古代中世の老人優遇策—王杖十簡と侍丁—」東北大学教養部紀要41号-1
- 7 山田勝芳(1988)「王杖十簡と王杖詔書令—漢代の老人優遇策をめぐって—」東北大学教養部紀要49号
- 8 「王杖十簡」そのものについては、富谷至氏の優れた研究がある。本稿での「王杖十簡」の解釈は富谷氏の研究によった。富谷至(1992)王杖十簡 東方學報64 京都大学
- 9 竹田健二(2005)『容成氏』における身体障害者
- 浅野裕一編『竹簡が語る古代中国思想—上博楚簡研究—』汲古書院 2005 所収
- 10 浅野裕一(2005)「『容成氏』における禪譲と放伐」浅野裕一編『竹簡が語る古代中国思想—上博楚簡研究—』汲古書院 2005 所収
- 11 この部分についても文字の解説が確定していない箇所があるが、ここでの書き下し文と訳文は竹田氏の研究にしたがった。
- 12 竹田健二(2005)前掲載論文 38p
- 13 竹田健二(2005)前掲載論文 41P
- 14 竹田健二(2005)前掲載論文 41P
- 15 十六は章名で十大の誤りとみて、篇名を『経』とする見方がある。澤田多喜男(2006)訳註『黄帝四経』知泉書館 239p 参照
- 16 町田三郎『秦漢思想史の研究』第二章「統一の思想」創文社 1985
- 17 町田三郎(1985)前掲載書 82P
- 18 もちろん、それは支配者が統治効果をねらったものであり、民衆のことを真剣に考えて官吏に要求したものではありません。
- 19 日本書紀の推古天皇二十年に「是歳、百濟国より化来る者有り。其の面身、皆斑白なり。若しくは白癩有る者か。其の人に異なることを悪みて、海中の嶋に棄てむとす」とある。
- 20 有園真代(2004)「社会に出ること」の意味：国立ハンセン氏病療養所・退所者の生活史から 京都社会学年報：KJS 12 京都大学
- 21 健全であった犯罪者が判決以降にハンセン氏病に罹患した場合については、「甲、完城旦の罪あり。未だ断ぜざりしに、今甲癩す。問う、甲、何を以て論ず。癩所に遷して之を処くに当つ。或いは曰く、遷所に遷して定殺に当つと(甲が労役に相当する罪を犯し、まだ判決が確定しないうちに癩病にかかった。甲はどのように論罪されるのか。癩の罹患者の隔離所に遷してそこに住ませる。あるいは隔離所に遷して溺死させる刑に処するともいう)」とあって、やはり溺死させられるか、殺されなくても強制隔離されることになる。
- 22 「大父母を殴るは、黥城旦舂と為す。今、高大父母を殴らば、何をか論ず。大父母に比す」
- 23 平成27年の内閣府による「男女間における暴力に関する調査」では、被害を受けた割合は、女性が23.7%、男性が16.6%となっている。[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h26danjokan-gaiyo.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h26danjokan-gaiyo.pdf)